

# 資料編

---





# I. アンケート調査結果の概要

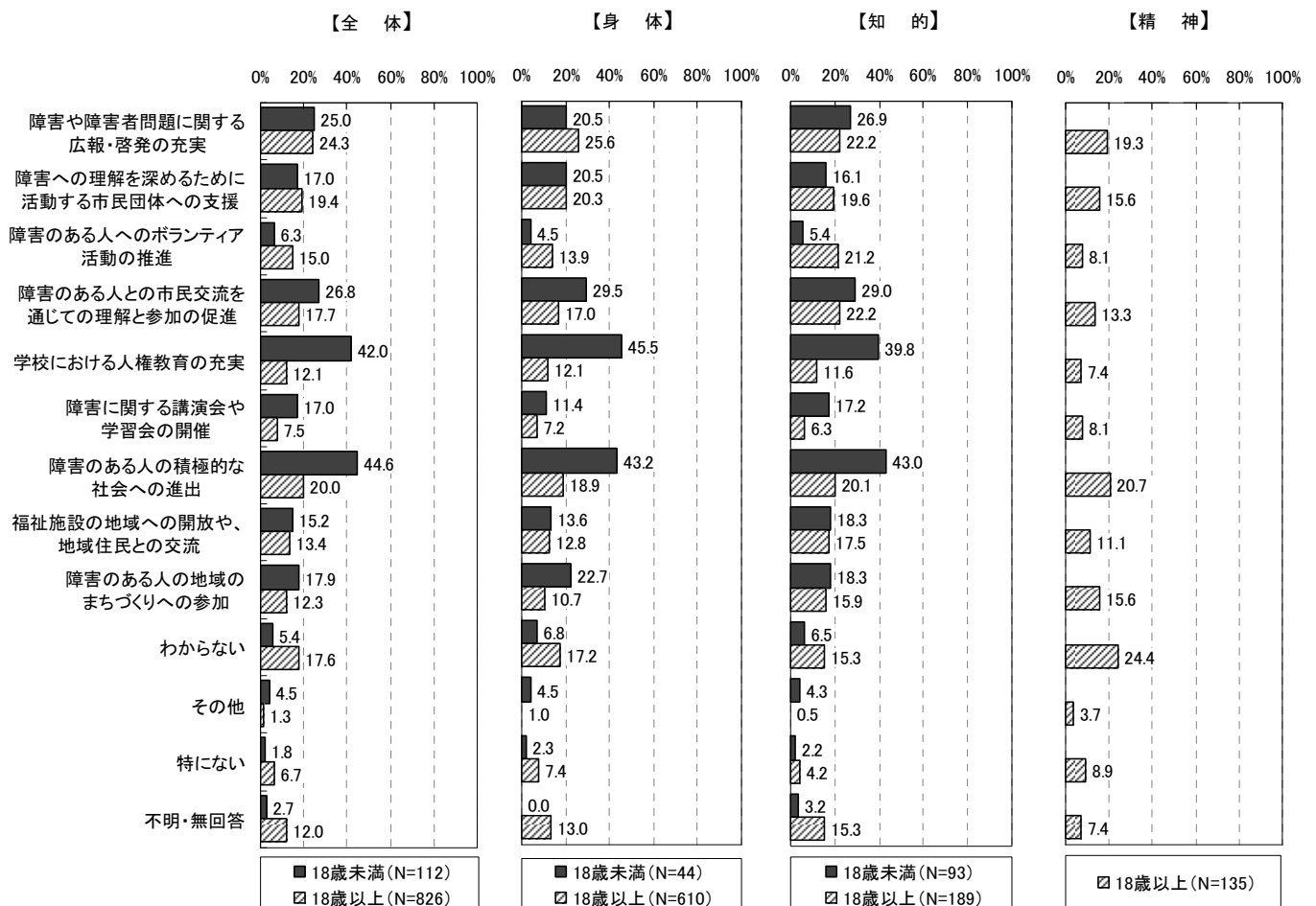
本計画を策定するにあたり、障害のある人の生活状況や福祉サービスの利用状況、利用意向や市民の方との関わりなどを把握し、計画策定の基礎資料として障害者福祉の推進を図ることを目的に実施しました。

	配布数	回答数(有効回答数)	回答率(有効回答率)
障害者手帳所持者(18歳未満)	261人	113人(112人)	43.3%(42.9%)
障害者手帳所持者(18歳以上)	1,732人	830人(826人)	47.9%(47.7%)
障害者手帳非所持者(非所持者)	1,029人	379人(378人)	36.8%(36.7%)

## 1. 障害への理解・教育

### ①障害のある人への市民の理解を深めるために必要なこと

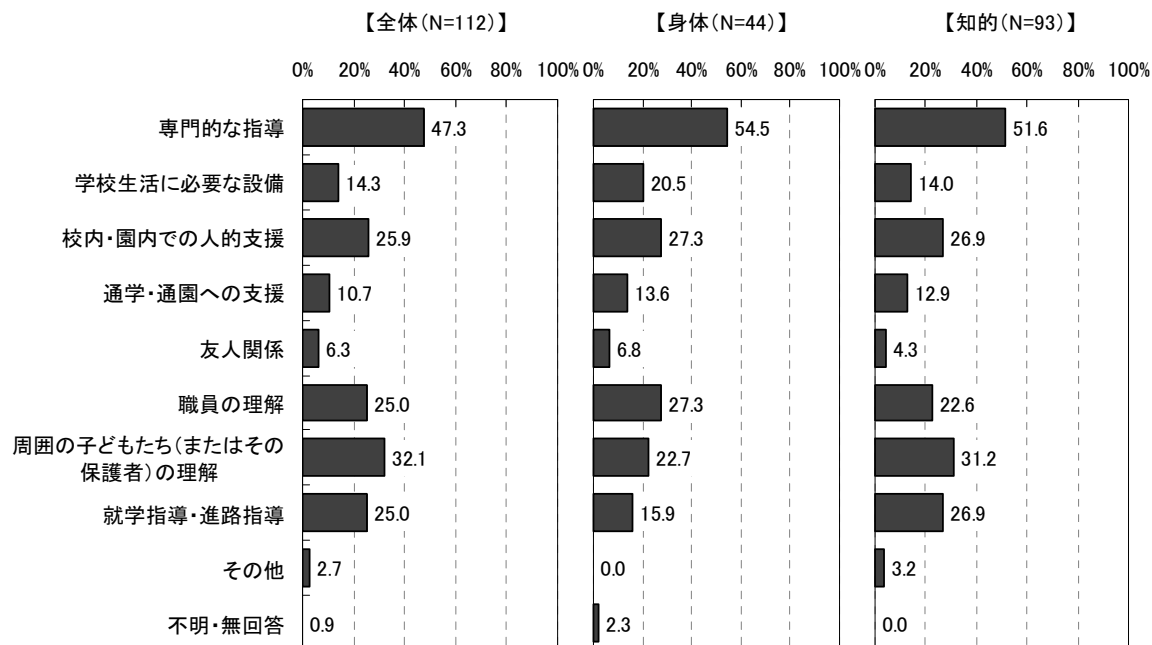
障害のある人への市民の理解を深めるためには、何が重要だと考えるかについてみると、全体の18歳以上では、「障害のある人の積極的な社会への進出」「学校における人権教育の充実」が高く、18歳未満では「障害や障害者問題に関する広報・啓発の充実」が高くなっています。



## ②学校・園生活における充実すべきこと

学校・園生活を送る上での充実が必要な点についてみると、全体では、「専門的な指導」が最も高く、5割弱と約半数近くを占めています。次いで「周囲の子どもたち（またはその保護者）の理解」となっています。

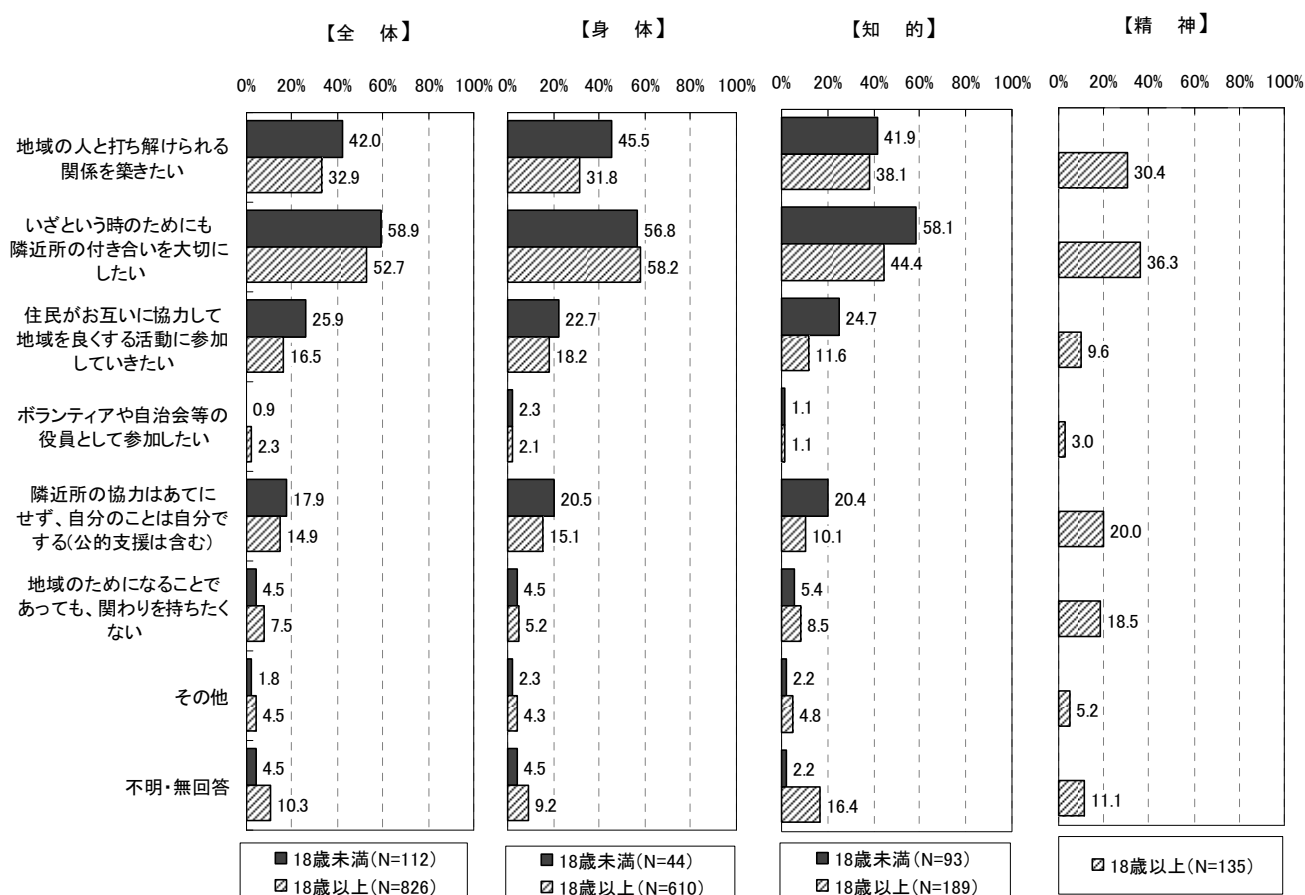
身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者ともに「専門的な指導」がそれぞれ5割以上と最も高くなっています。



## 2. 地域との関わりと災害時における支援

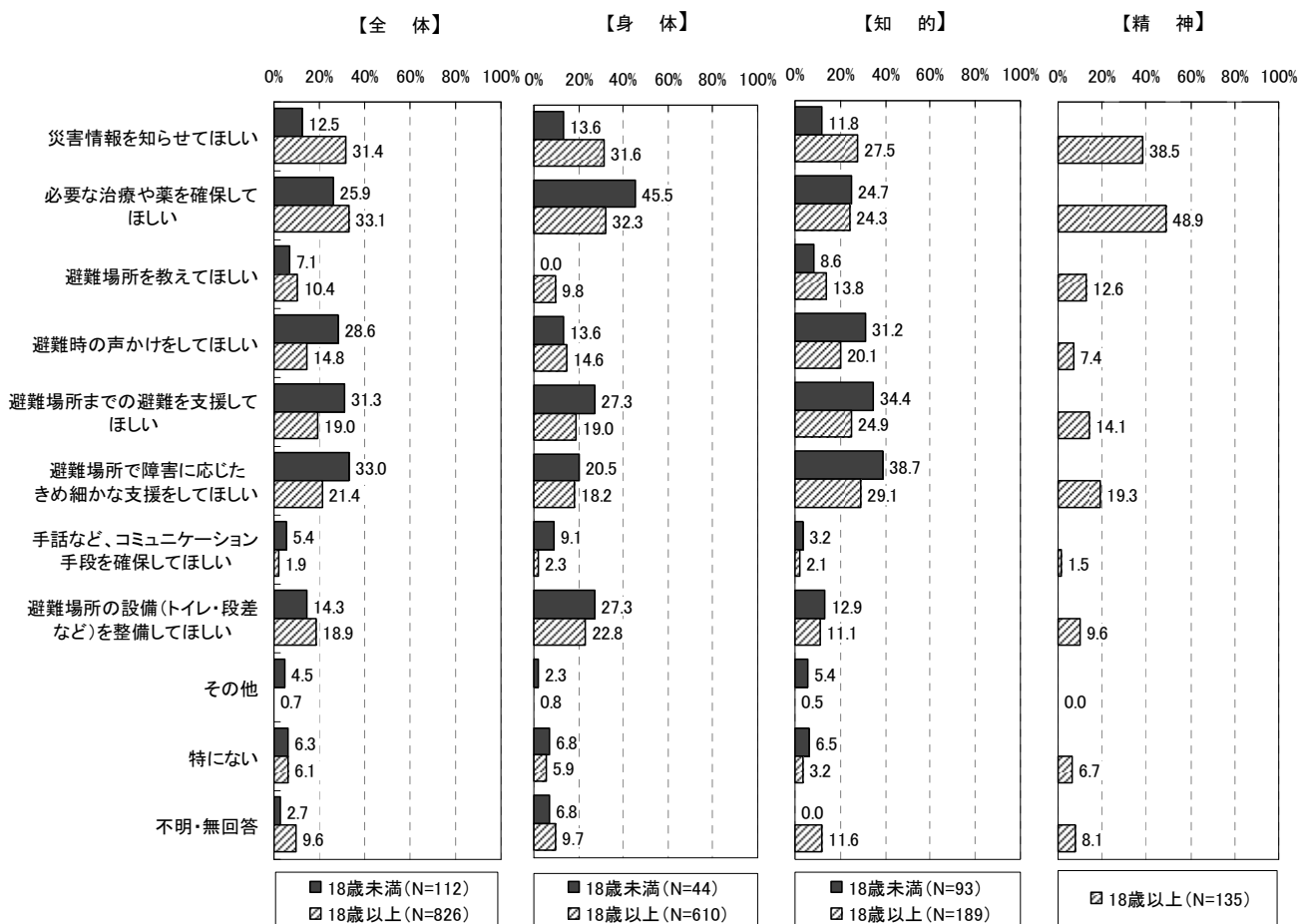
### ①地域との関わりに対して

地域とのかかわりに対してどのように考えているかについてみると、全体では、「いざという時のためにも隣近所の付き合いを大切にしたい」が最も高く、次いで「地域の人と打ち解けられる関係を築きたい」となっています。



## ②災害発生時に支援してほしいこと

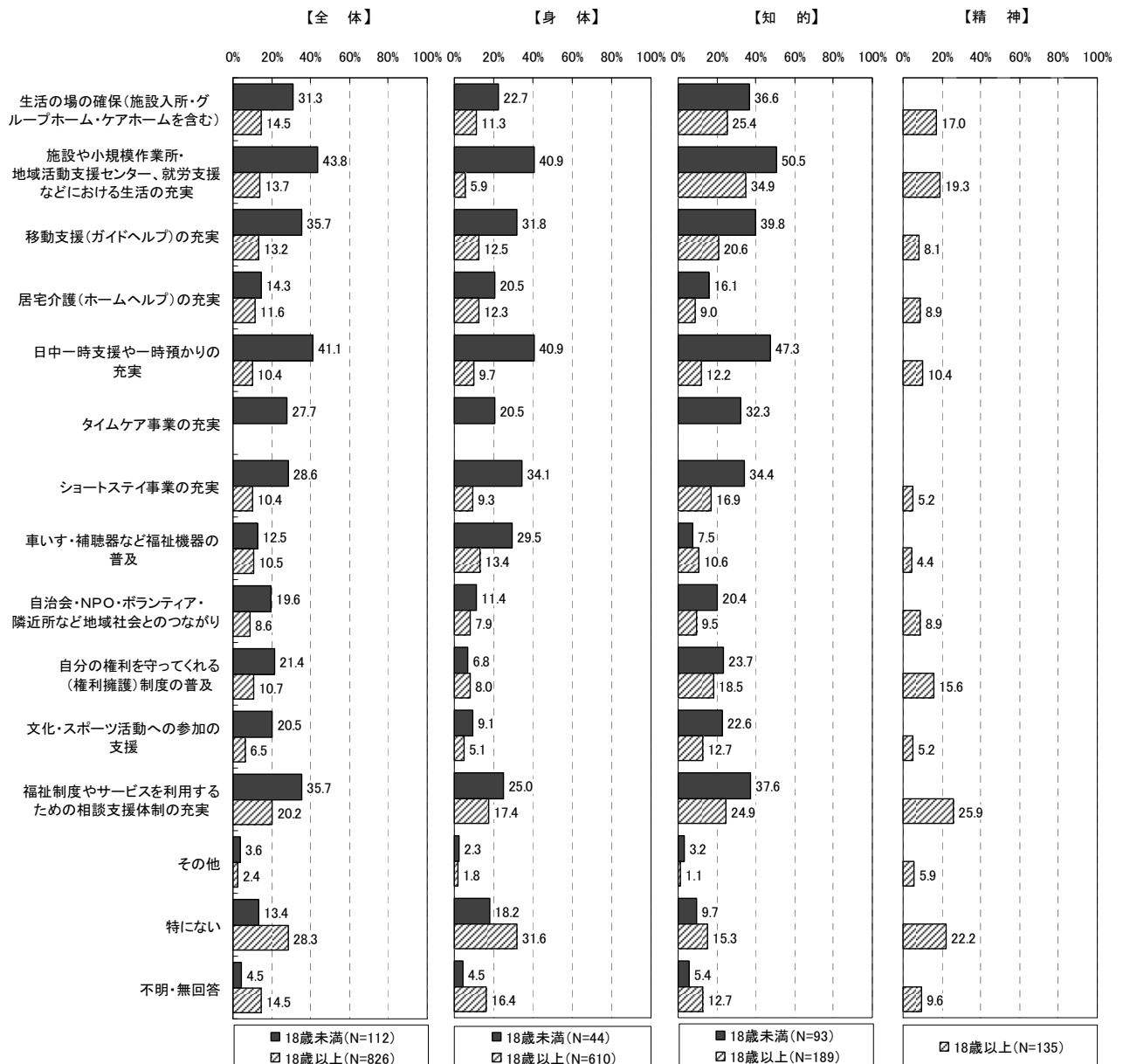
災害発生時に支援してほしいことについては、全体の18歳以上では「必要な治療や薬を確保してほしい」「災害情報を知らせてほしい」が高く、18歳未満では「避難場所で障害に応じた決め細やかな支援をしてほしい」「避難場所までの避難を支援してほしい」が高くなっています。



### 3. 支援制度・サービス

#### ①毎日の生活における必要な支援制度・サービス

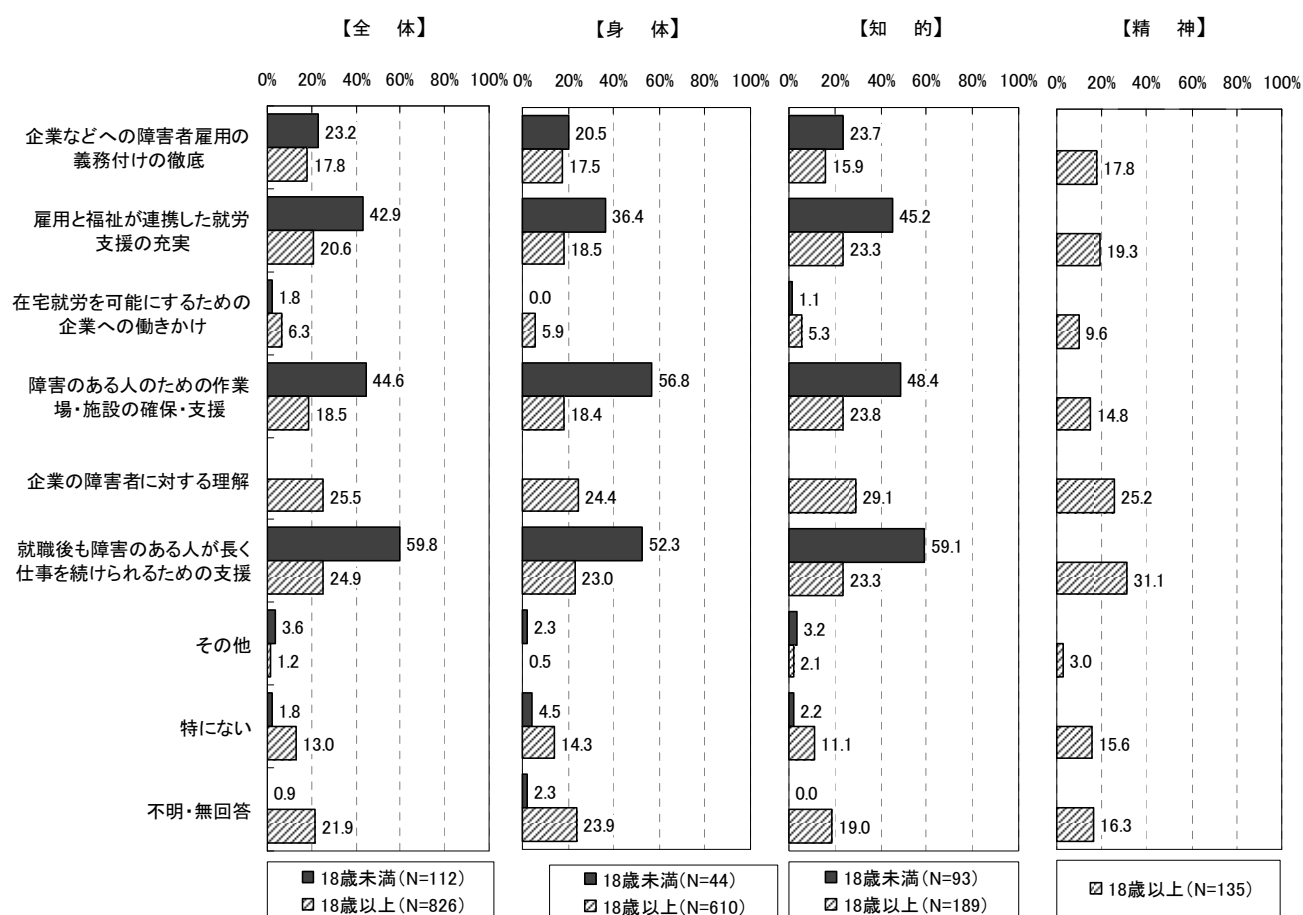
毎日の生活を送る上で、特に必要な支援制度・サービスについてみると、全体では、「施設や小規模作業所・地域活動支援センター、就労支援などにおける生活の充実」「日中一時支援や一時預かりの充実」「移動支援（ガイドヘルプ）の充実」「福祉制度やサービスを利用するための相談支援体制の充実」「生活の場の確保（施設入所・グループホーム・ケアホームを含む）」などが高い傾向となっています。



## 4. 就労

### ①障害のある人の雇用・就業のために必要なこと

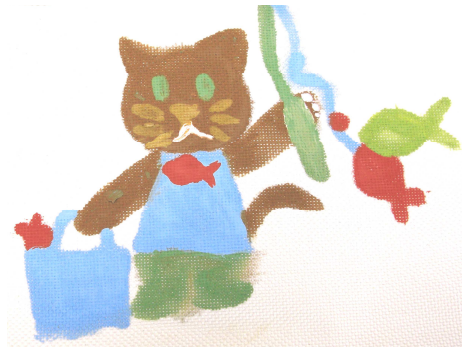
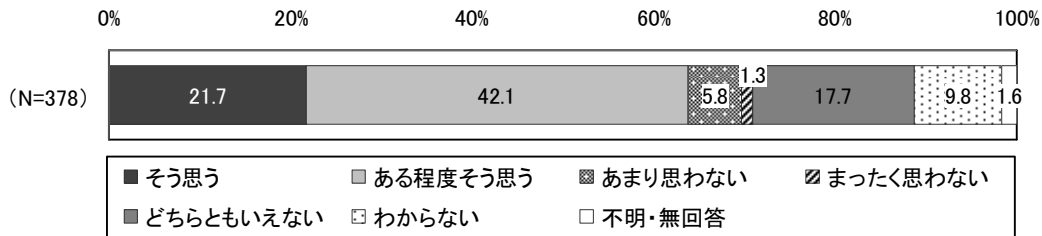
障害のある人の雇用・就業に関して、どのようなことが必要であると思うかについてみると、全体では、18歳未満では「就職後も障害のある人が長く仕事を続けられるための支援」が高く、18歳以上では「企業の障害者に対する理解」「就職後も障害のある人が長く仕事を続けられるための支援」が高くなっています。





## ②障害のある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきだと思うか

障害のある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきだと思うかについてみると、《**そう思う**》（「**そう思う**」と「**ある程度そう思う**」の合計）が63.8%、《**思わない**》（「**まったく思わない**」と「**あまり思わない**」の合計）が7.1%となっています。



## Ⅱ. 用語解説

---

### あ

---

#### ●インクルーシブ (p.16)

「包み込む」という意味で、「包容」などとも訳し、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個別的なニーズに対し、集団から排除せず、地域社会で包み込み、必要な支援を行うこと。

#### ●ADHD (p.52、57)

【Attention Deficit Hyperactivity Disorder】の略。「注意欠陥／多動性障害」と訳される。年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系の何らかの要因による機能不全があると推定される。

#### ●NPO (p.16、33、85)

【Non-Profit Organization】医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし、国や都道府県に届け出て法人格を取得し、活動を行っている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

#### ●LD (p.52、57)

【Learning Disabilities】の略。「学習障害」と訳される。基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に困難を示す状態をさす。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

### か

---

#### ●感覚統合療法 (p.54)

発達障害児のリハビリテーション、療育実践として、主に医療現場（作業療法）で発達してきた。この療法では、子どもの学習、行動、情緒あるいは社会的発達を脳における感覚間の統合という視点で分析し、治療的介入を行う。対象となる障害は、LD（学習障害）や自閉症などの発達障害が中心であるが、その理論と実践法の原理は、精神障害や高齢者のケア実践にも応用されている。

### ●基幹相談支援センター（p.62、64）

平成 22 年 12 月 10 日に成立した「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえ障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（改正自立支援法）」において位置づけられ、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を主要な業務とする機関。

### ●協働（p.21、23、25、31、68）

一般的には、「同じ目的のために、協力して働くこと」を意味する言葉。しかし、この計画においては、障害のある人もない人も、行政機関や企業で働く人も、また、子どもから高齢者まで、三田市に暮らす市民すべてが、同じ地域の一員として、相互にお互いの不足を補いあい、共に協力して、地域の課題や目的のために取り組むことを意味する。

### ●グループホーム（p.46、47、48）

小規模な住居で、相談その他の日常生活上の援助を受けながら共同生活をする施設。

### ●ケアホーム（p.46、47、48）

入浴、排せつ、食事等の介護を受けながら共同生活をする施設。

### ●ケアマネジメント（p.62）

生活困難な状態になり援助を必要とする利用者が、迅速かつ効果的に、必要とされるすべての保健・医療・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。適切なサービスを受けられるようケアプランを作成し、それに基づいて必要なサービスの提供を確保し、在宅生活を支援する。

### ●言語訓練（p.54）

ことばを理解することが難しい、ことばが上手に話せない、話せても発音が不明瞭であるなど、さまざまな課題に対し、それぞれの子どものもつ課題の原因を探し、周囲の人との関係を保ち、情報を交換し、よりよい人間関係を築いていくうえで必要なことばを獲得するための訓練。

### ●高機能自閉症（p.52）

3歳までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的障害の遅れを伴わないもの。

### ●合理的な配慮（p.16）

障害者が均等な機会を享受できるようにするための周辺環境の修正・調整を行うこと。平成 19 年（2007 年）3月、国際連合（国連）総会で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）において、「合理的な配慮」の否定は差別であることが明示されている。

## ●高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（新バリアフリー法）（p.83）

平成18年6月21日成立（法律第91号）、同年12月20日に施行された法律。高齢者、障害のある人等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するため、主務大臣による基本方針並びに旅客施設、建築物等の構造及び設備の基準の策定のほか、市町村が定める重点整備地区において、高齢者、障害のある人等の計画段階からの参加を得て、旅客施設、建築物等及びこれらとの間の経路の一体的な整備を推進するための措置等を定めることとした法律。

## わ

---

### ●災害時要援護者（p.30、32、35）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられている。

### ●さんだ災福サロン（p.35、36）

自然災害が発生したとき、現場で活躍するボランティアがスムーズに動けるよう、職員と一緒に受付や活動内容の説明などを行うボランティアも必要不可欠であることから、災害時におけるボランティア活動センターの様々な業務について、毎回1つずつテーマを設定し、経験者の話を聞くほか、資料や写真などから職員と一緒に勉強する。

### ●自主防災組織（p.35）

自治会（区）などを単位として自主的に地域防災活動に取り組む組織。

### ●シェルボーン・ムーブメント・セラピー（p.54）

特別な配慮を必要とする子どもたちや成人への療育の一つ。身体認識と空間認識、そして人との関係づけを獲得することを目的にした、広い範囲の発達上のさまざまな問題に効果が期待できる方法。

### ●集団精神療法（p.78）

複数の患者と複数の治療者からなる集団のなかで自分の悩みを話したり、他人の悩みを聞いたりしながら、患者同士の相互作用などを治療に用いる精神療法。

### ●自立支援医療費（精神通院）（p.12）

通院によって精神疾患の治療を受ける場合に、保険適応後の自己負担の一部を公費で負担する制度。

## ●障害者週間 (p.27)

障害者基本法第9条により、国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、12月3日から12月9日までの1週間を障害者週間と定められている。国及び地方公共団体は、障害者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

## ●小児慢性特定疾患治療研究事業 (p.13)

児童福祉法第21条の5の規定に基づき、児童が慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり医療費を必要とする場合に、医療費の負担も高額となることからその治療の確立と普及を図り、あわせて患者家庭の医療費の負担軽減にも資するため、医療費の自己負担分を補助する。

## ●心身障害者扶養共済制度 (p.42)

障害のある人の保護者が加入者となり掛け金を納め、保護者に万一（死亡等）のことがあったときに、残された障害のある人に終身にわたって一定額の年金が支給される制度。

## ●身体障害(者) (p.3)

身体障害者福祉法で、同法「別表に掲げる障害（視覚障害、聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓の機能障害）がある18歳以上の者であって、都道府県知事から身体障害者手帳の交付を受けたものをいう」（第4条）と定義される。

## ●身体障害者手帳 (p.6、7、8、43、44、58)

身体に障害のある人が「身体障害者福祉法」に定める障害に該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分されているが、さらに障害により視覚、聴覚、音声言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、じん臓、ぼうこう、または直腸、小腸、肝臓、免疫機能）に分けられる。

## ●スポーツクラブ21 (p.29)

市内各小学校区に設置される地域スポーツクラブ。地域スポーツクラブは「だれもが、いつでも、身近なところで」スポーツができることを目指した地域住民の自発的・主体的運営によるスポーツクラブであり、つくるのも、運営するのも、会員もすべて地域住民である。県や市が財政支援等を行い、設立から運営が軌道に乗るまでの間支援する。

## ●精神障害(者) (p.3)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で、「統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう」（第5条）と定義される。同法の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者だけでなく、自立支援医療費の利用者等も含まれる。

●**精神障害者保健福祉手帳**（p.10、11、12、43、44、85）

障害のある本人の申請に基づき、居住地または現在地を管轄する市町村を經由して、都道府県知事より交付される。手帳の取得により福祉サービスの利用や各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の自立と社会参加の促進を図ることを目的としている。

●**成年後見制度**（p.63、64、68）

知的障害、精神障害、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について、契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

●**先天性血液凝固因子障害等治療研究事業**（p.13）

先天性血液凝固因子欠乏症及び血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症の方を対象に、治療研究事業として医療費の自己負担分を公費で負担する制度。認定された場合は、先天性血液凝固因子障害等医療受給者証が交付される。

## た

---

●**知的障害(者)**（p.3）

知的障害者福祉法等には定義がなく、国の通知に基づき、都道府県知事（知的障害者更生相談所）が交付する「療育手帳の交付を受けた者」をいう。

●**同行援護**（p.84、85）

視覚障害により、移動に著しい困難を有する者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

●**DV**（p.65）

ドメスティック・バイオレンス。夫や恋人など親密な関係にある、主に男性から女性への暴力のこと。身体的な暴力だけでなく、心理的、性的、経済的暴力や社会的行動の制限のすべてを含む。直接的に暴力を受ける女性だけでなく、子どもにも深刻な影響を及ぼすとも言われている。

●**特定疾患治療研究事業**（p.13、14）

「原因不明、治療方法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれがすくない疾病」として調査研究対象となるうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公的負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾病を対象として、治療費の保険適用後の自己負担の一部を公費で負担する。現在、56疾患がこの制度の対象となっている。

### ●特別支援学校 (p.58)

旧「盲・ろう・養護学校」のことで、平成 19 年度に特別支援教育が本格実施となったことに伴い、一般的に「特別支援学校」と称されている。障害のある人等が、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けることや、学習上または生活上の困難を克服し、自立が図られることを目的とした学校。

### ●特別支援教育 (p.56、58、59)

従来の障害児教育の対象の障害だけでなく、LD、ADHD、高機能自閉症を含めて障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

### ●特別支援教育コーディネーター (p.58)

校内の関係者や福祉、医療などの関係機関との連絡調整や保護者の連絡窓口となるコーディネーター的な役割を担う者。

## な

---

### ●内部障害 (p.6、7)

身体障害の一 종류で、呼吸器機能障害、心臓機能障害、じん臓機能障害、ぼうこう・直腸障害、小腸障害、肝臓機能障害、後天性免疫不全症候群がその障害範囲。

### ●NPO (p.16、33、85)

【Non-Profit Organization】医療・福祉、環境、文化・芸術、スポーツ、まちづくり、国際協力・交流、人権・平和、教育、女性などのあらゆる分野の民間の営利を目的としない市民活動団体のこと。一定の要件を満たし、国や都道府県に届け出て法人格を取得し、活動を行っている「特定非営利活動法人（NPO法人）」もある。

### ●ノーマライゼーション (p.1、15)

【Normalization】常態化、正常化、標準化。障害のある人や高齢者等社会的にハンディキャップを負う人々を当然に包括するのが通常の世界であり、そのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方・方法。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベクト・ニリエにより提唱。

### ●ノンステップバス (p.84)

高齢者や障害のある人が乗降しやすいよう、出入り口の段差をなくした低床バスのことをいう。

## は

---

### ●発達障害(者) (p.3)

発達障害者支援法で、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。」(第2条)と定義される。

### ●バリアフリー (p.18、48、63、81、82、83)

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていくうえで障壁となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ●ピアカウンセリング (p.62、66)

同じような環境や悩みを持つ人同士、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング手法のひとつ。障害のある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害のある人の相談に応じ、問題の解決を図る。

### ●兵庫県福祉のまちづくり条例 (p.82)

平成4年10月9日に兵庫県が全国に先駆けて制定した、高齢者や障害のある人はもとよりすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりをめざすための条例。

### ●ふれあい活動推進協議会 (p.28、29、32、35)

住民一人ひとりが健康で生きがいをもって、安心して暮らすことのできる地域社会をめざして、市内9ブロックに設置されている。自治区・自治会、民生委員・児童委員、民生・児童協力委員、健康増進員、婦人会、老人クラブ、地域ボランティアグループなどで構成され、小地域高齢者のつどいなど各種交流イベントを実施し地域の保健・福祉に関する課題解決に向けた活動を展開している。

## わ

---

### ●ユニバーサル社会 (p.15、21、23、81)

「ユニバーサル」とは、「普遍的な」「すべての人の」と訳され、「だれもが～しやすい」「だれもが～できる」という意味で使われる。「ユニバーサル社会」とは、「だれもが暮らしやすい社会」「だれもが参加できる社会」という意味で用いられ、年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず、だれもが地域社会の一員として支えあうなかで、安心して暮らし、一人ひとりが持てる力を発揮して元気に活動できる社会を表している。



## ●ユニバーサルデザイン (p.18、63、70、82、83)

年齢、性別や障害の有無にかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間等をデザインすること。「バリアフリー」が特定の障壁（バリア）を解消することであるのに対して、対象を限定するのではなく初めからすべての人に使いやすくするという、バリアフリーから一歩進んだ発想。

# ら

---

## ●ライフステージ (p.15、17)

人の一生を幼年期から老年期までのいくつかに分けた段階。それぞれの段階において生じる生活問題に応じた福祉的援助のあり方が検討されている。

## ●理学療法 (p.54)

身体に障害のある者に対し、主としてその基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせ、及び電気刺激、マッサージ、温熱その他の物理的手段を加えること。

## ●リハビリテーション (p.1、15)

【Rehabilitation】人権の視点に立って、障害のある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的に実施されることにより、障害のある人のライフステージのすべての段階において、人間らしく生きる権利を回復させるという概念。

## ●療育手帳 (p.8、9、10、43、44、58、85)

本人またはその保護者が居住地の福祉事務所に申請し、子ども家庭センターまたは知的障害者更生相談所において知的障害であるとの判定に基づいて都道府県知事（指定都市市長）により交付される。特別児童扶養手当の受給や税の減免などの諸制度の利用や、一貫した指導、相談、援護などを受ける際に活用される。

## ●レスパイト (p.40)

静養や趣味活動等の私的理由において障害のある人を一時的に施設であずかることにより、介助者の生活の質の向上や健康の維持・管理に資することを目的としたサービス。



### Ⅲ. 計画の策定経過に関連する資料

#### 1. 策定の経過

年 月 日	内 容
平成 23 年 4 月 28 日 ～5 月 13 日	「三田市障害者福祉基本計画アンケート調査」実施
平成 23 年 5 月 2 日 ～5 月 18 日	団体ヒアリング調査  地域活動支援センター・施設・事業所等、市内の 24 団体を対象に、記名方式で課題等を把握し、提出後ヒアリングを行い詳細について聞き取りました。
平成 23 年 6 月 1 日	第 1 回 健康福祉審議会  ○市長諮問  (1) 今年度の審議会運営方針・体制について (2) 三田市障害者福祉基本計画・三田市障害福祉計画の見直しについて (3) 三田市高齢者保健福祉計画・三田市介護保険事業計画の見直しについて
平成 23 年 7 月 21 日	第 1 回 障害者福祉部会  (1) アンケート調査及び団体ヒアリング調査概要 (2) 障害者を取り巻く現状と課題について（グループワーク）
平成 23 年 8 月 24 日	第 2 回 障害者福祉部会  (1) 重点課題（案）と骨子（案）について (2) 重点課題の整理（グループワーク）
平成 23 年 10 月 20 日	第 3 回 障害者福祉部会  (1) 計画素案及び重点施策（案）について
平成 23 年 11 月 21 日	第 4 回 障害者福祉部会  (1) 計画素案について (2) 障害福祉サービス見込み量（案）について
平成 23 年 12 月 20 日	第 2 回 健康福祉審議会  ○中間報告

年 月 日	内 容
平成24年2月1日	<b>第5回 障害者福祉部会</b> (1) パブリックコメントの結果について (2) 計画案について
平成24年3月8日	<b>第3回 健康福祉審議会</b> ○最終報告
平成24年3月15日	<b>答申</b>



## 2. 三田市健康福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、三田市附属機関の設置に関する条例（平成21年三田市条例第2号）第5条の規定に基づき三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(臨時委員)

第4条 市長は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、当該特別事項を明示して臨時委員を委嘱し、又は任命することができる。

2 臨時委員は、当該特別事項に関する調査審議が終了したときに、その身分を失う。

(部会)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に部会を設けることができる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、健康福祉担当課において処理する。

(補足)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

(施行期間)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行後及び任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第3条第1項の規定にかかわらず、市長が招集することができる。

### 3. 三田市健康福祉審議会専門部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の健康福祉施策に係る分野別諸計画（法令に策定義務又は策定努力義務のあるものに限る。）について、三田市健康福祉審議会（以下「審議会」という。）における審議検討を効率的に進めるため、三田市健康福祉審議会規則（平成21年三田市規則第18号。以下「規則」という。）第5条に基づき設置される部会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(部会の組織及び所掌)

第2条 この要綱において、部会とは、次の各号に掲げる部会とし、それぞれ当該各号に定める計画項目を審議する必要があると認められるときに設置することができる。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉計画に関する審議
- (2) 障害者福祉部会 障害者福祉基本計画及び障害福祉計画に関する審議
- (3) 高齢者・介護部会 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に関する審議
- (4) 健康部会 健康増進計画に関する審議

(委員構成)

第3条 部会の委員（以下「部会員」という。）は、審議会の常任委員及び規則第4条に基づき当該年度に委嘱されている臨時委員の中から、所掌審議に必要な者を審議会会長が選任する。

(部会長及び副部会長)

第4条 部会に、部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長及び副部会長は、部会員の互選によって定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 部会は、部会長が招集し、部会長がその会議の議長となる。

- 2 部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会の議事は、出席部会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(報告)

第6条 部会は、第2条各号に定める所掌計画（以下「各所掌計画」という。）に関しそれぞれ審議した事項を、審議会会長に対して報告しなければならない。

(設置期間)

第7条 部会の設置期間は、各所掌計画に関する審議が終了するまでとする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める担当課において処理する。

- (1) 地域福祉部会 地域福祉施策担当課
- (2) 障害者福祉部会 障害者施策担当課

(3) 高齢者・介護部会 高齢者・介護施策担当課

(4) 健康部会 健康増進施策担当課

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に行われるそれぞれの部会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、審議会会長が招集することができる。



## 4. 健康福祉審議会委員名簿

### ■ 常任委員

No.	氏名	区分	所属(団体)・役職
1	足立 正樹	学識経験者(大学)	神戸大学名誉教授(社会政策・経済政策)
2	中田 篤彦	学識経験者(大学)	元湊川短期大学教授、社会福祉士・精神保健福祉士
3	中井 真通	学識経験者(専門職)	三田市医師会
4	秦 一博	市民団体	三田市区長・自治会長連合会 会長
5	油谷 晃代	市民団体	三田市連合婦人会 会長
6	松見 拓造	福祉関係団体	三田市民生委員児童委員協議会 会長
7	杉本 義幸	福祉関係団体	三田市社会福祉協議会 副会長
8	坂本 三郎	市議会	三田市議会議員
9	長谷川 美樹	市議会	三田市議会議員
10	平野 菅子	市議会	三田市議会議員
11	田中 一良	市議会	三田市議会議員

### ■ 臨時委員(障害者福祉部会担当)

No.	氏名	区分	所属(団体)・役職
12	藤田 宏史	医療関係	三田市医師会
13	濱田 圭子	保健関係	宝塚健康福祉事務所 地域保健課長
14	川原 格	障害者団体	三田市身体障害者福祉協議会 会長
15	古田 弘子	障害者団体	NPO 法人三田市手をつなぐ育成会 理事長
16	山本 勝利	障害者団体	にじの会 会長
17	吉田 みち	障害当事者	ピア・カウンセラー部会 代表
18	堺 莞爾	市民団体	三田市民生委員児童委員協議会 副会長
19	川邊 元	市民団体	三田ボランティア連絡会 副会長
20	小杉 崇浩	サービス事業者	事業者連絡会(WELnet さんだ代表)
21	岡本 征	サービス事業者	障害福祉施設(東山荘施設長)
22	久保 佳子	サービス事業者	小規模作業所・地域活動支援センター連絡会代表
23	西山 英敏	教育関係	県立上野ヶ原特別支援学校 校長
24	原口 智章	雇用関係	神戸公共職業安定所 三田出張所 所長
25	谷口 弘	福祉関係	三田市社会福祉協議会 事務局長

■臨時委員(高齢者・介護部会担当)

No.	氏名	区分	所属(団体)・役職
26	吉原 正明	学識経験者・職能団体	三田市歯科医師会
27	鷺見 宏	学識経験者・職能団体	宝塚健康福事務所 所長
28	佐野 博志	学識経験者・職能団体	三田市民病院 院長
29	上村 桂子	職能団体	三田ケアマネジャー協会 会長
30	奥 美政	利用者・被保険者	三田市区長・自治会長連合会 理事
31	藤本 武史	利用者・被保険者	三田市老人クラブ連合会 会長
32	高見 基夫	利用者・被保険者	三田市介護相談員
33	中川 厚史	利用者・被保険者	三田市健康推進員
34	東前 弥生	介護サービス事業者	市内福祉施設・法人(さんすい園施設長)

■公募委員

No.	氏名	区分	所属(団体)・役職
35	片山 貴	公募	市民公募
36	八十川 一三	公募	市民公募
37	中上 暢章	公募	市民公募
38	彼谷 哲志	公募	市民公募





## 5. 障害者福祉部会委員名簿

No.	氏名	区分	所属(団体)・役職
1	中田 篤彦	学識経験者(大学)	元湊川短期大学教授、社会福祉士・精神保健福祉士
2	藤田 宏史	医療関係	三田市医師会
3	濱田 圭子	保健関係	宝塚健康福祉事務所 地域保健課長
4	川原 格	障害者団体	三田市身体障害者福祉協議会 会長
5	古田 弘子	障害者団体	NPO 法人三田市手をつなぐ育成会 理事長
6	山本 勝利	障害者団体	にじの会 会長
7	吉田 みち	障害当事者	ピア・カウンセラー部会 代表
8	坂本 三郎	市議会	三田市議会議員
9	長谷川 美樹	市議会	三田市議会議員
10	秦 一博	市民団体	三田市区長・自治会長連合会 会長
11	堺 莞爾	市民団体	三田市民生委員児童委員協議会 副会長
12	川邊 元	市民団体	三田ボランティア連絡会 副会長
13	小杉 崇浩	サービス事業者	事業者連絡会(WELnetさんだ代表)
14	岡本 征	サービス事業者	障害福祉施設(東山荘施設長)
15	久保 佳子	サービス事業者	小規模作業所・地域活動支援センター連絡会代表
16	西山 英敏	教育関係	県立上野ヶ原特別支援学校 校長
17	原口 智章	雇用関係	神戸公共職業安定所 三田出張所 所長
18	谷口 弘	福祉関係	三田市社会福祉協議会 事務局長
19	八十川 一三	公募	市民公募
20	中上 暢章	公募	市民公募
22	彼谷 哲志	公募	市民公募





**三田市第4次障害者福祉基本計画  
～ユニバーサルプラン 2012～**

平成24年3月

発行：三田市

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

電話 (079) 559-5075

F A X (079) 562-1294

事務局

健康福祉部福祉推進室 障害福祉課

絵画協力

市内の地域活動支援センター







三田市第4次障害者福祉基本計画

みんなでつくる  
「ともに暮らし、ともに輝くまち」さんだ  
～ユニバーサルプラン 2012～